○経済産業省告示第三十三号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第二項第二号イ、第三号及び第四号の規定に基づき、平成十六年経済産業省告示第百七十三号（輸出貿易管理令第四条第二項の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月十六日

経済産業大臣　世耕　弘成

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
一～九　［略］	一～九　［略］
十　ドデカクロロペンタシクロ［五・三・〇・〇$^{二・六}$・〇$^{三・九}$・〇$^{四・八}$］デカン（別名マイレックス）	十　ヘキサクロロブタ―一・三―ジエン
十一　ヘキサクロロブタ―一・三―ジエン	十一　ドデカクロロペンタシクロ［五・三・〇・〇$^{二・六}$・〇$^{三・九}$・〇$^{四・八}$］デカン（別名マイレックス）
十二～二十六　［略］	十二～二十六　［略］
二十七　ポリ塩化直鎖パラフィン（炭素数が十から十三までのものであって、塩素の含有量が全重量の四十八パーセントを超えるものに限る。）	［新設］
二十八　一・一′―オキシビス（二・三・四・五・六―ペンタブロモベンゼン）（別名デカブロモジフェニルエーテル）	二十七　［略］
二十九　［略］	
備考　表中の「　」の記載は注記である。	

○国土交通省告示第四百四十七号

都市公園法施行規則（昭和三十一年建設省令第三十号）第十一条第二項の規定に基づき、昭和六十年建設省告示第千八百五十九号等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年三月十六日

国土交通大臣　石井　啓一

昭和六十年建設省告示第千八百五十九号等の一部を改正する告示

（昭和六十年建設省告示第千八百五十九号の一部改正）

第一条　昭和六十年建設省告示第千八百五十九号の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（略）	（略）
二　入館料	二　入館料
1　海洋文化館の入館料	1　海洋文化館の入館料
㈠　一般	㈠　一般
十五歳以上の者（中学生又はこれに相当する者を除く。）　一人につき百九十円	㈠‖(イ)　十五歳以上の者（㈡に掲げる者を除く。）　一人につき百七十円
（削る）	㈠‖(ロ)　小学生若しくは中学生又はこれらに相当する者　一人につき五十円
㈡　団体（小学生以上の者二十人以上）	㈡　団体（小学生以上の者二十人以上）
十五歳以上の者（中学生又はこれに相当する者を除く。）　一人につき八十円	㈡‖(イ)　十五歳以上の者（㈡に掲げる者を除く。）　一人につき八十円
（削る）	㈡‖(ロ)　小学生若しくは中学生又はこれらに相当する者　一人につき三十円
2　熱帯ドリームセンターの入館料	2　熱帯ドリームセンターの入館料
㈠　一般	㈠‖(イ)　一般
十五歳以上の者（中学生又はこれに相当する者を除く。）　一人につき七百六十円	㈠‖(ロ)　十五歳以上の者（㈡に掲げる者を除く。）　一人につき六百九十円
（削る）	㈠‖(ロ)　小学生若しくは中学生又はこれらに相当する者　一人につき三百五十円